

# 契 約 書 添 付 仕 様 書

(必要なものに○印をつける)

## ※ 土 木 、 建 築 工 事 関 係

### ○ 土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

### ○ 特記仕様の場合

（アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書）

（静岡県 週休2日推進工事 特記仕様書）

## ※ 業 務 委 託 関 係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様の場合

( )

## アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書

本工事を施工するに当っては、下記 1 ～ 3 の条件を満足する施工体制が確保できることとする。

また、契約締結後は、遅延無く別途配布の様式により下記の内容について、届け出ること。

### 記

- 1 自社と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者（（一社）日本道路建設業協会による資格）を本工事に専任で配置すること。

ただし、自社雇用の舗装施工管理技術者の本工事への専任期間は、一般に契約締結した工期ではなく、実際に舗装に関わる工事（表層工、路盤工等）の施工期間とする。

- 2 自社所有または長期リース契約により保持する舗設機械による施工が確保できること。

（１）「長期リース」とは、６ヶ月以上連続したリース契約とする。

（２）舗設機械とは、主たる工種を舗設するために使用する機械とする。ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）は除く。

（３）施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社（直近の過去３ヶ年度（当該年度を含んでもよい）連続して各年度 2 回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の保有する舗設機械は「自社所有又は長期リース契約により保持」と同等の扱いとする。

- 3 本工事の施工に当り、自社雇用の職長の他、同じく自社雇用のオペレーター、スクリードマン、レーキマン等の特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が 1 名以上従事できること。

なお、施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社（直近の過去３ヶ年度（当該年度を含んでもよい）連続して各年度 2 回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の技能者は「自社雇用」と同様の扱いとする。

ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）を使用する工事においては、この限りではない。

様式第1号 用紙(日本工業規格A4版縦型)

主任技術者が舗装施工管理技術者資格取得者等の場合の確認

|     |            |   |
|-----|------------|---|
| 工事名 | 契約金額(税込み): | 円 |
| 工 期 | 会社名:       |   |

| 項目                          | 氏名               |                                              |
|-----------------------------|------------------|----------------------------------------------|
| 舗装施工管理<br>技術者資格等<br>( * 1 ) | 種別:              | 舗装工事経験の工事名 ( * 2 )<br>1、<br><br>2、<br><br>3、 |
|                             | 登録番号:            |                                              |
|                             | 登録年月日:           |                                              |
|                             | 有効期限:            |                                              |
|                             | 生年月日:            |                                              |
| 法令による免許                     | 舗装施工管理技術者資格以外の資格 |                                              |
|                             |                  |                                              |

(注) \* 1 舗装施工管理技術者資格者証の写し及び法令による免許については免許を証する書面の写しを添付すること。

\* 2 主任技術者が舗装施工管理技術者でない場合、1年1件以上かつ3年で3件以上の実務経験のある工事名と技術者担当を記入する。また、実務経験の工事は官公庁発注の舗装工事とし、その契約書(コリンズ)の写しを添付すること。

なお、舗装施工管理技術者等が舗装施工期間中専任する場合は、本様式ではなく様式4号を提出すること。

当該工事に従事する自社雇用の技能者等

工事名  
施工場所  
契約工期

会社名

| 技能職名    | 氏 名 | 会社名 | 経験年数 | 雇用会社 |    |      |     |
|---------|-----|-----|------|------|----|------|-----|
|         |     |     |      | 自社   | 連結 | 完全協力 | その他 |
| 職 長     |     |     |      |      |    |      |     |
| オペレーター  |     |     |      |      |    |      |     |
| スクリードマン |     |     |      |      |    |      |     |
|         |     |     |      |      |    |      |     |
| レーキマン   |     |     |      |      |    |      |     |
|         |     |     |      |      |    |      |     |
|         |     |     |      |      |    |      |     |
|         |     |     |      |      |    |      |     |

- 注1) 雇用会社欄においては、該当会社のいずれかに○を付す。
- 注2) オペレーターとは、アスファルトフィニシャーのオペレーターをいう。
- 注3) 職長及びその他の技能者(1名)については雇用関係が確認できる書類を提出時に提示 すること。
- 注4) 完全協力会社(恒常的に協力関係にある会社)とは、直近の3年間連続して年間2回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事のみ)において下請け契約を行っている会社をいう。
- 注5) 技能者が連結決算の子会社または完全協力会社の雇用である場合、次の資料を提出すること。
- ・連結決算会社の場合、連結決算が確認できる財務諸表等の資料
  - ・完全協力会社の場合、直近の3年間連続して2回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事のみ)において、下請け契約を行っていることが確認できる資料(コリンズまたは工事契約書の写し等)
- 注6) 経験年数とは、その職務に携った年数をいう。

## 当 該 工 事 の 施 工 機 械

工事名 \_\_\_\_\_  
工事個所 \_\_\_\_\_  
工期 \_\_\_\_\_

会社名: \_\_\_\_\_

|           | アスファルトフィニシャー | マカダムローラ | タイヤローラ |
|-----------|--------------|---------|--------|
| 登録番号等     |              |         |        |
| 保有会社      |              |         |        |
| 保有形態      |              |         |        |
| 協力関係      |              |         |        |
| 所有等を示す資料  |              |         |        |
| 協力関係を示す資料 |              |         |        |

注1) 登録番号は、車両登録番号または車体番号を記載する。

注2) 自社保有又は6ヶ月以上リースの施工機械は確認できる証明書を添付すること。

「車検証の写し」、「登録番号証明書」、「リース契約書の写し」等

注3) 連結決算または完全協力会社(恒常的な協力関係にある会社)での保有機械の場合は、その関係を示す次の書類を添付すること。

・連結決算会社の場合、連結決算が確認できる財務諸表等の資料

・完全協力会社の場合、直近の3年間連続して2回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事のみ)において、下請け契約を行っていることが確認できる資料(コリンズまたは工事契約書の写し等)

主任(監理)技術者が舗装施工管理技術者資格等をもっていない場合の資格取得者等の現場専任期間について

工事名

工 期

請負者名

契約金額(税込み):

円

|              | 主任(監理)技術者 | 舗装施工管理技術者                                                 | 3年以上の実務経験者                                                        |
|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 氏名           |           |                                                           |                                                                   |
| 項目           |           |                                                           |                                                                   |
| 法令による免許      |           |                                                           |                                                                   |
| 舗装施工管理技術者資格等 |           | 舗装施工管理技術者資格種別    ○ 級<br>登録番号:<br>登録年月日:<br>有効期限:<br>生年月日: | ・実務経験の工事名等を記載。(工事名、担当)<br>( * 1 )<br>・1年1件以上かつ3年で3件以上の工事名を記載すること。 |
| 舗装施工期間       |           |                                                           |                                                                   |

契約工期のうち、当該主任技術者が舗装施工管理者の資格を取得していないため、舗装工に関する期間中は、上記の舗装施工管理技術者資格取得者を当該工事に専任させます。

工事請負業者住所

代表者役職

代表者名

注 \* 1 実務経験の工事の契約書またはコリンズの写しを添付すること。(実務経験の工事は官公庁発注の舗装工事とする)

**静岡県 週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書**  
**（発注者指定型）**

**第 1 条 目的**

本特記仕様書は、週休 2 日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

**第 2 条 用語の定義**

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

**（１） 週休 2 日**

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

**（２） 対象期間**

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

**（３） 現場閉所**

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

**（４） 現場閉所率**

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

**（５） 月単位の週休 2 日**

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

**（６） 通期の週休 2 日**

対象期間の現場閉所率が 28.5%以上の状態をいう。

**第 3 条 実施方法**

週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

（１）受注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、

これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

#### 第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

#### 第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

(1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。

(2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

#### 第6条 達成証明

規定の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。